

富山市上下水道局工事成績評定審査委員会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富山市上下水道局建設請負工事成績評定要領に定める工事成績評定審査委員会(以下「委員会」という。)の設置及び運営に関して必要な事項を定める。

(所管事務)

第2条 委員会は、工事成績評定要領に基づき通知された評定点について 請負者から再説明を求められたときの回答に関する事項を審査するものとする。

(設置)

第3条 委員会は、富山市上下水道局に設置する。

(組織)

第4条 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長は上下水道局次長とし、委員は、工事担当課長、契約出納課長、契約出納課工事検査員とする。

(職務)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

3 委員に事故があるときは、当該委員があらかじめ指名したものが、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

2 会議は、工事成績評定の回答について、再説明の申請があったときに随時開くものとする。

3 会議は、委員長及び委員(前条の規定により代理出席したものを含む。)の過半数が出席しなければ成立しないものとする。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員に委員会への出席を求め、その意見を聴取することができる。

5 会議は公開しない。

(庶務)

第7条 委員会に関する庶務は、契約出納課において処理する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。